

16 「三重県子どもの貧困対策計画」（仮称）骨子案について

1 検討体制

三重県子どもの貧困対策計画（仮称）策定検討委員会（学識経験者やNPO代表等9名で構成）及び庁内ワーキンググループ会議（庁内関係部局担当者で構成）を設置して検討を進めています。

2 骨子案の概要

(1) 計画策定の基本的な考え方

ア 計画策定の趣旨

県では、昨年度、少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策の5年間の計画である「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、子どもの貧困対策を重点的な取組の一つとして位置付けています。

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されたり、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることのないよう、子どもの貧困対策を着実かつ継続的に実行するため、「三重県子どもの貧困対策計画」（仮称）を新たに策定します。

イ 計画の位置づけ

この計画は、子どもの貧困対策推進に関する法律第9条第1項に基づき定める三重県における「子どもの貧困対策についての計画」です。

ウ 計画の期間

この計画の期間は、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の計画期間（平成27年度から平成31年度）の終期に合わせて、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

エ 子どもの貧困のとらえ方

経済的困難に起因して発生する様々な課題（病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、進学機会の喪失等）を子どもが抱えている状況を貧困ととらえます。

(2) 現状と課題

子どもの貧困に関する9つのデータの分析と課題について記載します。

- ア 子どもの貧困率（全国値）
- イ 生活保護世帯の子どもの数
- ウ 生活保護世帯の子どもの進学率、就職率、高等学校中退率
- エ 就学援助を受けた児童生徒（要保護・準要保護児童生徒）の数
- オ ひとり親家庭の世帯数等
- カ ひとり親家庭の親の就業率
- キ 児童養護施設入所児童の進学率、就職率
- ク 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移
- ケ 長期欠席児童・生徒数等

(3) 実態調査

ア 調査の目的

子どもの貧困の実態はわかりにくく、見えにくいものであることをふまえ、児童相談所、福祉事務所、保育所、小中学校等の関係機関等を対象とした貧困対応事例の聴き取り調査を行い、収集した事例について分析検証し、県内における貧困の現状をより具体的に把握することとしました。

イ 調査の概要

関係機関等が業務上関わった貧困事例について、県職員等が聴き取りシートを基に調査を実施し、35 事例を収集しました。（事例数が少数であるため、統計的技法は用いず、事例検証を目的としました。）

ウ 調査結果（聴き取り調査の内容から見えた貧困リスクと課題）

聴き取り事例について、7つの「貧困のリスク」に分類して集計し、必要な支援について検討しました。その結果、貧困世帯が、経済的な困難にとどまらず、複合的で多様な課題を抱えている傾向にあることや、地域社会から孤立し、必要な情報に接する機会が欠如していること、行政等が行うサービスに自らアクセスしない、あるいはできない傾向があることが明らかになりました。

（4）基本理念と基本方針

ア 基本理念

三重の子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

イ 基本方針

- ・子どもに視点を置いた切れ目ない施策の実施
- ・子どもの貧困の実態をふまえた対策の推進
- ・教育における総合的な対策の推進と機会均等の保障
- ・保護者に対する支援
- ・緊急度の高い世帯への配慮

（5）計画目標

平成 26 年 8 月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」に示された指標等をふまえながら、目標となる指標を検討していきます。

（6）主な取組

「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく 4 つの支援（教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援）に加えて、実態調査で明らかになった課題に対応するために包括的かつ一元的な相談支援を行います。

（7）計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市町、教育委員会及び関係機関・団体等との連携・協働の下、進めていきます。

3 今後の予定

平成 27 年 11 月	中間案を検討委員会で審議
12 月	中間案を健康福祉病院常任委員会で説明、パブリックコメントの実施
平成 28 年 1 月	最終案を検討委員会で審議
3 月	最終案を健康福祉病院常任委員会で説明、策定